

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要

■計画の位置づけ

(1) 老人福祉法

- ・「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。」（第二十条の八第一項）
- ・「市町村老人福祉計画は、介護保険法第七十条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。」（第二十条の八第七項）

(2) 介護保険法

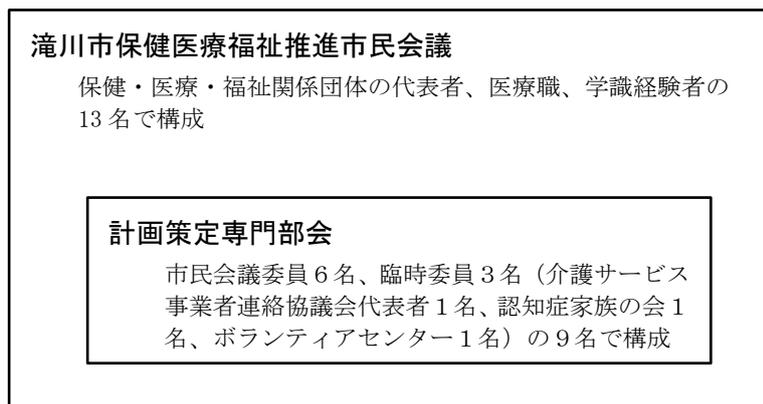
- ・「市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。」（百七十七条第一項）
- ・市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。」（百七十七条第六項）

■計画期間

本計画の期間は、3年を1期とすると定められ、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画を策定する。

■策定体制

- (1) 本計画は、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を統括機関にして、その内部組織に「計画策定専門部会」を設置し、その計画策定の答申を基に策定する。



- (2) 本計画の策定にあたり、一般高齢者、介護サービス利用者・事業者へのアンケート調査、日常生活圏域ニーズ調査を実施し、意見等の把握に努める。